

区民の声の公表（令和6年8月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
電子マネーによる支払いについて	自分が普段使っている電子マネー決済サービスが、介護保険料の支払いには利用できるのに、国民健康保険料の支払いに利用できません。追加で利用できるようにしてください。	国民健康保険料のお支払いについては、原則口座振替をお願いすると共に、電子マネー決済サービス(5機関)やクレジットカード等の納付方法の導入も進め、お支払いの利便性向上に努めてまいりました。ご希望をいただいた電子マネー決済サービスを新たに追加導入するためにはシステムの改修が必要となりますが、ご意見を参考とさせていただきます、今後も納付方法の更なる利便性向上を検討してまいります。	保健福祉政策部 保険料収納課	電話 03-5432-2339 FAX 03-5432-3038	令和6年8月1日	
ふるさと納税による税収入減少について	ふるさと納税により世田谷区から多額の税金が流出していると報道で知り心配しています。ふるさと納税を沢山利用しているような経済的に余裕がある層は何事も行政の力を借りなくても自助できるかと思いますが、公助を必要とする弱者への行政支援が不十分となるのが心配です。今後も行政サービスの質を維持していけるよう、さらには今以上に良い行政サービスを提供できるよう、税金の流出対策に取り組んで頂きたいです。	本制度には、高額所得者ほど控除額も高いこと、制度を利用した方が恩恵を受ける一方、減収による住民サービス低下のおそれは、住民全体で被る等問題点が多くあります。そこで、23区の区長で構成する特別区長会では、廃止を含め、制度の抜本的な見直しを国に求めています。また、区民の方々には、制度上、返礼品をお贈りすることはできませんが、区の実情に寄附(ふるさと納税)していただくことは、ご自身の税金の使い道を選んでいただくだけでなく、みなさまの暮らし続けるまちをよりよくしていくことにつながるということなどをPRし、寄附の促進につなげています。さらに、区外の方に向けては、世田谷の取組みに興味を持っていただくきっかけとなるよう、返礼品の拡充を行っています。引き続き、みなさまに世田谷区の取組みに共感し寄附につなげていただけるよう、広報活動に努めるとともに、制度の問題点も合わせて広報する等して、流出抑制に努めてまいります。	政策経営部 ふるさと納税対策担当課	電話 03-5432-2190 FAX 03-5432-3047	令和6年8月5日	
川場村で開催されている行事について	群馬県川場村で実施している交流イベント等の申し込みについて改善をお願いします。申し込み期間について、期間が短く、数ヶ月間前に申し込む必要があり、また、毎年1月～3月に集中しているため、広く柔軟な期間設定にしていけないでしょうか。申し込み方法について、インターネットでの申し込み方法などを検討してほしいです。	区民健康村の各種事業の申し込みは指定管理者である世田谷川場ふるさと公社が取り扱っています。申し込みについては、講師等との調整および農作物などの準備や、宿泊を伴うため参加人数を把握する必要があり、概ね数カ月前に募集期間を設定しています。1月～3月に募集が多くなるのは、年間を通じたコースのご案内があるためです。申込期間について、これまで2週間程度としていますが、期間の延長について指定管理者と協議・検討します。現在、宿泊予約につきましては、ふるさと公社ホームページでのインターネット予約が可能です。各種事業の申し込みは、抽選、先着を確実に決めるため、往復はがき等の方法となっておりますが、利便性向上のためインターネット等を活用した方法を追加できないか、指定管理者と検討を進めます。	生活文化政策部 区民健康村・ふるさと・交流推進課	電話 03-6304-3594 FAX 03-6304-3714	令和6年8月5日	
新型コロナウイルスワクチン接種補助のお願い	定期接種対象者以外へのワクチン接種料金補助をお願いします。まさに今もそうですが、引き続き周期的に感染者数が膨れ上がるという状況が続いています。中長期的な区民の健康維持に資するため、新型コロナウイルスワクチン接種補助を導入することで区民がワクチン接種をしやすくするよう検討いただけましたら幸いです。	令和6年度から、新型コロナワクチンは予防接種法上のB類疾病に位置付けられ、高齢者等に実施している季節性インフルエンザ予防接種と同様の定期接種として実施します。予防接種法上、定期接種は集団予防に重点を置くものと、個人予防に重点を置くものの2種類があり、今年度以降の新型コロナワクチン接種は、後者に該当しています。予防接種の効果としては、発病予防や重症化と死亡リスクを軽減するものであり、接種をする方には過度な負担にならない範囲で自己負担をお願いしています。同時に、定期接種の対象とならない方や定期接種の期間外に接種を希望する方については任意接種となり、自費で接種を受けていただくこととなります。現状、新型コロナワクチンの任意接種に対する費用助成については検討していませんが、引き続き国の動向や区の利用者負担の考え方等を踏まえながら、総合的に判断してまいります。	世田谷区予防接種コールセンター	電話 03-5432-2437	令和6年8月5日	
ごみ収集車について	ごみ収集車が、今だにどのくらいの場所に来て、あとのくらいで自宅周辺に来るのかわかるように、ごみ収集車の追跡をスマホで見れるようにしていただきたいです。私は今高校生で、母が毎朝仕事前にお弁当を作ってくれたり、作り置きのご飯を作ったりと午前中ギリギリまで忙しくしています。朝一回ごみを出すのですが、追加でいつ来るかわからないため2回、3回と走ってごみを出しています。そのため宅配便のような追跡機能がついていれば何時ごろに回収がくるのか把握がしやすくなり、それに合わせてまとめてごみを出せると思いました。前向きなご検討よろしくお願いたします！	区では現在、業務の効率化を図るため、資源・ごみ収集車両の運行状況をリアルタイムに把握できるようなシステムについて、事業者とヒアリング等を行い、研究を進めているところです。事業者のシステムによっては、資源・ごみ収集車両のリアルタイムの運行状況をwebサイトを通して公開できる機能があることは承知しておりますが、一方で、資源や不燃ごみ等を持ち去る行為者の不法行為の一助になってしまう懸念があるとも考えております。いずれにしても、システムの導入には様々な課題を解決していく必要がございます。より良い清掃事業の実現に向けて取り組んでまいりますので、今後とも区の清掃事業にご理解とご協力をお願い申し上げます。	清掃リサイクル部事業課	電話 03-6304-3297 FAX 03-6304-3341	令和6年8月8日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
旧甲州街道の無電柱化について	烏山地域の旧甲州街道を毎日利用しております。旧甲州街道は、トラックなどの大型車両が頻繁に通るわりには歩道の幅が狭く、さらに歩道の真ん中に電柱が立っている箇所などあり、歩行中に危険を感じる事が多々あります。最近では電動キックボードなどの利用者も増え、いつ事故が起きてもおかしくないような状態です。旧甲州街道は古くからの文化が残る街道ですし、景観の観点からしても電柱や電線はないほうが好ましいとも思いますが、この道路に対して無電柱化の計画はないのでしょうか。ぜひご検討をお願いします。	区では、無電柱化の3つの目的である「都市防災機能の強化」・「安全で快適な歩行空間の確保」・「良好な都市景観の創出」のもと、令和元年度に「世田谷区無電柱化推進計画」(以下、推進計画)を策定し、令和6年4月に中間見直しを実施したところです。この見直しでは、防災機能を強化するために救援物資の輸送などに重要な役割を果たす緊急輸送道路や、歩行者の誰もが安心して円滑に移動できる歩行空間の整備が必要である特定道路など効果が高いとされる道路を総合的に評価し、整備の実現性なども踏まえて計画路線の選定を行っております。一方、無電柱化事業においては、一般的に設計から工事完了までに7年程度の期間を要することや、歩道が無い又は歩道が狭い道路では、地上機器の設置場所の確保や電線を埋設するスペースの確保が課題となっております。旧甲州街道については、歩道が狭く技術的な課題が多いことなどから、現在の推進計画の計画路線には含まれておりません。しかしながら、推進計画は定期的に内容の更新を行っておりますので、次回更新の際には、現在実施中の無電柱化事業の進捗も踏まえ、旧甲州街道についても検討させていただきます。今後とも限られた予算を有効に活用しながら無電柱化事業を進めてまいります。	土木部 土木計画調整課	電話 03-6432-7956 FAX 03-6432-7993	令和6年8月9日	
学校給食でのストロー廃止について	子どもを小学校に通学させている親です。二学期から牛乳にストローがつかず、児童にラップ飲みをさせると伺いました。食事のマナーとしていかがなものかと思えます。愚策はおやめください。	区においては、ごみ減量などの環境配慮の観点から、区立小・中学校の学校給食用牛乳で使用しているプラスチックストローについて削減を進めているところです。一方、現在の牛乳パックの飲み口を開けて飲む方法は、その形状から飲みにくいと感じる児童・生徒がいることや、食事のマナーといった食育の観点からも課題があることは認識しているところです。このことから、希望する児童・生徒に対しては、ストローを提供するなど柔軟に対応するよう学校へ周知しております。あわせて、パックに直接口をつけて飲むことが常に適切であるとは限らないことを児童・生徒に伝えるよう学校へ依頼しております。	教育政策・生涯学習部 学校健康推進課	電話 03-5432-2701 FAX 03-5432-3029	令和6年8月14日	
防災ギフトの無駄使い	本日、防災ギフトを受け取りました。大変に腹立たしく感じています。自分の払った税金を勝手に使わないで下さい、という思いです。必要であれば、自分で準備しますし、恐らく、配布のための手間賃とか業者さんのて手数料等で、相当に割高だと思いますが、いかがでしょうか？余分な無駄使いをしないで、税金を安くすとか、残すとか、頭を使って頂きたい。税金の使い道がないようであれば、ふるさと納税しないといけないと感じています。ホームセンターとの価格比較、実施コスト、誰が喜ぶのか、政策意図等、ご説明頂きたいと思っています。	世田谷区では、以前より震災時の避難行動として在宅避難の重要性を周知し、その推進を図ってきたところです。しかしながら、区民意識調査によると、区民の皆様在宅避難推奨の認知度は約3割で、まだ周知が行き届いておりません。その中で、能登半島地震も発生し、各家庭の震災時の備え・区民の皆様の防災意識の向上が急務となっております。そこで、区として、防災カタログギフト配付事業を実施することとしました。おひとり様3,000円相当のポイントでは、すべての防災用品を揃えていただくことはできませんが、在宅避難について考えるきっかけになればと考えております。なお、本事業を委託する事業者は、カタログに掲載する商品の価格や品目が適正かどうかを審査項目に位置づけるとともに、広告収入の導入など事業費削減に向けた具体的で現実可能な方策が提案されているかどうかについても、評価対象とし、選定を行っております。	危機管理部災害対策課	電話 03-5432-2262 FAX 03-5432-3014	令和6年8月16日	
2025年1月 成人式の会場について	二十歳のつどいは現在、世田谷区役所の改修工事に伴い、日本大学文理学部を会場に開催を予定していますが、令和6年9月に完成した区民会館ホールをなぜ使用しないのですか。	世田谷区二十歳のつどいは、例年約8,000名と多くの方が対象となっており、安全な運営のために式典会場を含め広いスペースの確保が必要となります。令和6年9月に世田谷区民会館は開館いたしますが、引き続き区役所本庁舎工事により周辺施設を使用することができず、皆様の安全を考慮し、来場者を十分に収容できるホールと来場者を安全に誘導できるスペースが確保可能な日本大学文理学部百周年記念館で開催しています。	生活文化政策部 区民健康村・ふるさと・交流推進課	電話 03-6304-3593 FAX 03-6304-3714	令和6年8月16日	
モバイルバッテリーの回収について	私達はたくさんの電子機器に囲まれて生活していますが、それを捨てる時にモバイルバッテリーの処分困っています。自治体の中には回収してくれる市区町村もあるようですが、残念ながら現在世田谷区では回収しないことになっているようです。捨て方が分からないため、我が家には捨て損ねたバッテリー類が貯まる一方です。ますます電子機器の溢れる世の中ですので、ぜひ世田谷区でバッテリーの回収をご検討ください。	モバイルバッテリー等に内蔵されている小型充電式電池は、東京23区が共同利用するごみ処理施設において発火する危険性のあるものとして扱われ、ごみとしての搬入が禁止されているため、世田谷区ではごみとして収集ができないものとなっております。現在ではモバイルバッテリーをはじめとした様々な製品に充電式電池が使用されており、区としても処理可能な事業者を探しているところですが、処理事業者も小型充電式電池の処理は、自社施設での火災のリスクを懸念し、表立って受け入れを行っているところはなく、区としても対応ができない状況でございます。充電式電池のメーカーや充電式電池使用製品の製造事業者、輸入事業者等には、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、自らが製造、輸入した充電式電池の回収と再資源化が義務付けられており、それらの企業が会員となった「一般社団法人JBRC」が、家電量販店等に回収ボックスを設置し、充電式電池の回収及び再資源化を行っているため、区としてはそちらをご利用いただくようご案内しております。区としても、引き続き、充電式電池の取扱いについて注意喚起を行い、区民の皆様にとって利便性の高い処理方法について検討を進めてまいります。	清掃リサイクル部事業課	電話 03-6304-3297 FAX 03-6304-3341	令和6年8月22日	電池の処分方法

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
世田谷ふるさと区民まつりについて	今年のふるさと区民まつりに参加しましたが、猛烈な暑さの中で熱中症の危険もありました。区民の健康に配慮して開催を一年の一番暑い時期にすることは変更すべきだと思います。	今回のせたがやふるさと区民まつりでは、熱中症対策として来場者への呼びかけをはじめ、クールミストや冷風機増設、救護所の増設など行うとともに、消防署、医師会等のご協力による救護体制をとりました。開催時期については、関係機関との様々な調整が必要となりますが、いただいたご意見は課題とさせていただきます、実行委員会とも共有を図りながら進め、まつり関係者・来場者の皆様が安全に区民まつりに参加できるよう運営してまいります。	生活文化政策部 区民健康村・ふるさと・交流推進課	電話 03-6304-3593 FAX 03-6304-3714	令和6年8月20日	
区立図書館の貸出カードについて	今まで、世田谷区以外の4カ所の図書館を利用したことがありますが、すべての区で電子の貸し出しカード(バーコード)がありました。世田谷区の図書館を利用したら、電子カードはないと言われてとても驚きですし、不便です。近隣の区ではできているのになぜ世田谷区は電子カードがないのか理由を知りたいです。また、理由があったとしても、ペーパーレスや行政のDX化が求められてる時代ですし、何より区民の利便性の向上を考えて、早急に導入してほしいです。	ご指摘のとおり、スマートフォン等に貸し出しカード(バーコード)を表示させる機能については、近年、各区立図書館で導入が進んできていることは認識しております。一方、世田谷区立図書館においては、一部資料の閲覧についてカードを預かることとしていることなど解決すべき運用上の課題があることから、現時点では導入に至っておらず、利用者の皆さまにはご不便をおかけしているところです。利用者の利便性向上のため、バーコード表示機能の早期導入に向けて、目下検討を進めているところで、今しばらくお待ちいただくようお願いいたします。	教育政策・生涯学習部 中央図書館	電話 03-3429-1811 FAX 03-3429-7436	令和6年8月21日	
フランス年金受給継続のための生存証明	私は現在フランス年金を受領しています。毎年、給付継続のため生存証明書(フランス語-一部英語付記のフォーマット)の提出が義務付けられています。この書式に住民票に基づき、地方自治体による確認を受けた上で、住民票とともに返送せねばなりません。在日仏領事部は、この事務を地方自治体に委任しており、領事部から確認はもらえません。支所の窓口で2度申請しましたが、確認を受けることが出来ず、提出までの期限を控え困っています。	フランス年金の生存証明は、地方自治体の委任事務ではなく「証明を受ける本人が“存命”および“出頭した”こと」の証明で住民基本台帳では規定していない事項であり、加えて様式には住民票に記載のない項目も含まれていることから、現在、当区では指定書式への直接証明は行っていません。また、住民票の写しで対応が可能とフランス大使館がホームページで案内していることから、住民票の写しを交付しています。近年、外国年金受給者が増加していることから、総務省において生存証明手続きの円滑化に関する調査が実施されています。当区での取扱について住民記録・戸籍課にて改めて見直しを検討するところです。	玉川総合支所区民課	電話 03-3702-1137 FAX 03-6809-7900	令和6年8月23日	